



みくには
ハートに愛

みくに労務管理事務所便り

平成29年1月から育児介護休業法の施行があり、労働契約法に伴う有期雇用特別措置法への対応も急がれる時期となりました。今後も少しでもお役に立つ情報をお知らせできれば幸いです。

なお、FAXの送信をご希望されない方は誠に恐れ入りますがお知らせ下さいようお願い申し上げます

2016年12月1日発行

連絡先：〒371-0014

群馬県前橋市朝日町三丁目12番20号

電話：027-243-5600 FAX：027-224-4393

「ストレスチェック制度」で 気を付けたい労基署への報告

◆50人以上の事業場に義務付け

労働安全衛生法に基づく「ストレスチェック制度」が昨年12月1日に施行され、従業員50人以上の事業所には、労働者の心理的な負担の程度を把握するための、医師または保健師による検査（ストレスチェック）を行うことが義務付けられています。

なお、ストレスチェックの実施状況について労働基準監督署への報告が必要とされています。

◆最新の更新内容

厚生労働省ホームページには「ストレスチェック制度Q&A」が掲載され、実施に際して迷いやすい点などがまとめられていますので、いくつか抜粋してご紹介します

Q19-8 労働基準監督署への報告方法について、全社員を対象に、年に複数回ストレスチェックを実施している場合、どのように報告すればよいのでしょうか。実施の都度報告するのでしょうか。

A 労働基準監督署への報告は、1年に1回、法令に定められている事項の実施状況を報告していただくためのものですので、全社員を対象に複数回実施している場合は、そのうち1回分について報告していただくようお願いいたします。実施の都度、複数回報告していただく必要はありません。

Q19-9 労働基準監督署への報告方法について、部署ごとに実施時期を分けて、年に複数回ストレスチェックを実施している場合、どのように報告すればよいのでしょうか。実施の都度報告するのでしょうか。

A 1年を通じて部署ごとに実施時期を分けて実施している場合は、1年分をまとめて、会社全体の実施結果について報告していただく必要があります。実施の都度、複数回報告していただく必要は

ありません。ご報告いただく際、「検査実施年月」の欄には、報告日に最も近い検査実施年月を記載いただくようお願いいたします。

Q19-10 労働基準監督署への報告様式の記載方法について、在籍労働者数は、どの数を記載すればよいのでしょうか。派遣労働者やアルバイト・パートも含めた全ての在籍従業員数でしょうか。

A 労働基準監督署への報告は、法令に定められている事項の実施状況を確認するためのものです。したがって、労働基準監督署に報告いただく様式の「在籍労働者数」の欄に記載するのは、ストレスチェックの実施時点（実施年月の末日現在）でのストレスチェック実施義務の対象となっている者の数（常時使用する労働者数）となります。

12月の税務と労務の手続提出期限

[提出先・納付先]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>[労働基準監督署]
- 特例による住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]

31日

- 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]
- 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日>[公共職業安定所]

本年最後の給料の支払を受ける日の前日まで

- 年末調整による源泉徴収所得税の不足額徴収繰延承認申請書の提出[給与の支払者(所轄税務署)]
- 給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書の提出[給与の支払者(所轄税務署)]

※提出・納付期限が、土曜・日曜・祭日と重なる場合は、翌日になります

当社HPでは新聞掲載コラム(バックナンバー)や各種セミナーのご案内を随時発信しています。
ホームページ：<http://www.e-392.com/>
(QRコードは右記)



同月得喪の社会保険料取扱いについて

Q 11 月 1 日に入社した従業員が、2 週間勤務した後、すぐに退職してしまいました。この場合の社会保険料（厚生年金保険料・健康保険料）は、どのような取扱いになりますか。

A 社会保険料は、資格を取得した日(入社日)の属する月から、資格を喪失した日(退職日の翌日)の属する前月分まで徴収されることになっています。社会保険料は、月単位で徴収され、通常は資格喪失日（退職日の翌日）の属する月の保険料は徴収されません。ただし、例外として、ご質問のように、入社してすぐに退職してしまい、同じ月に資格取得と資格喪失があった場合は、1 カ月分の社会保険料が徴収されることになっています。

この社会保険料のうち厚生年金保険料については、平成 27 年 10 月より、同じ月に資格取得と資格喪失があった場合の取扱いが変わりました。これまでは、厚生年金保険の資格を取得した後、その同月内に退職したため資格を喪失し、さらに同月内に国民年金の資格を取得した場合には、厚生年金保険料と国民年金保険料をそれぞれ納付する必要がありました。しかし、平成 27 年 10 月以降は、国民年金保険料のみを納めればよいことになりました。これにより、退職者が退職後に、同月内に国民年金の加入手続きをするか、または、転職し同月内に厚生年金に再び加入すれば、会社が徴収し、納付した保険料は還付されることになりました。還付される場合には、後日管轄の年金事務所から通知書が届き、還付請求書を提出することによって還付処理が行われます。還付される保険料は、会社負担分と従業員負担分の両方が会社へ返金されますので、退職した従業員へは会社から返金しなくても構いません。

一方、健康保険料については、これまで通り、還付されることはありません。

従って、20 歳以上 60 歳未満の方は、国民年金の強制加入者であることから、再就職しない場合は同月内に国民年金に加入することになり、退職後、厚生年金保険料が還付になる可能性が高くなります。退職時に厚生年金保険料を徴収しておくか否かは、会社の裁量によるとされています。

実務的には、厚生年金保険料の還付が不確実であること、また、健康保険料については、これまで同様還付されることがないことから、本人からは徴収しておいて、年金事務所から該当通知があった場合に厚生年金保険料の還付分のうち、当該退職者が負担した分を返金するかたちで、運用されるのがよろしいのではないかと思います。

種 類	年 齢	喪失後の同月区分	保険料の還付
厚生年金	20 歳以上 60 歳未満	国民年金 1 号	有
		国民年金 2 号	有
		国民年金 3 号	有
	20 歳未満、60 歳以上	再就職し厚生年金加入	有
		60 歳以上国民年金任意加入	有
		上記以外	無
健康保険			無